

教育職員免許状取得の手引

令和7年4月

岩手県教育委員会事務局教職員課

はじめに

1 はじめに

普通免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与されます。（免許法第5条第1項）

本冊子は、教育職員検定についての本県単位修得基準及びその他教員免許に関わる事務について（免許外教科担任申請、特別非常勤講師の届出手順ほか）をまとめたものです。

2 教育職員検定による免許状授与とは？

教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について各都道府県教育委員会が行います。（免許法第6条、別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7及び第8）

教育職員検定による免許状の授与は、以下のような場合が該当します。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、栄養教諭の経験年数を利用した上位の免許状取得（免許法別表第3、第6、第6の2、第7）
- (2) 特別支援学校教員の免許状取得（免許法別表第7）
- (3) 既に所有している免許状と同じ学校種その他教科の免許状取得（免許法別表第4）
- (4) 実習助手の免許状取得（免許法別表第5）
- (5) 隣接校種の免許状取得（免許法別表第8）
- (6) 臨時免許状取得（免許法第5条第5項）

なお、教育職員検定に係る免許法別表第3に規定する単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第14条により、都道府県の教育委員会規則で定めるとされており、岩手県教育委員会では、岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年教育委員会規則第1号）第4条から第7条及び第31条により本県単位修得基準（本冊子）として定めております。

3 単位修得基準により免許取得する際の留意事項

- (1) 「良好な成績で勤務した最低在職年数」とは、各表の備考に掲げる免許状又は資格を取得した後の在職年数（免許状を受けようとする学校種に対応する学校においての在職年数に限る。）とし、校長、副校長、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった期間を含み、また、次の期間がある場合は在職年数から除きます。

・育児休業	・休職	・病気休暇	・産前・産後休暇
-------	-----	-------	----------

- (2) 修得単位は次のいずれかに該当するものであること。

【1種免許状を取得する場合】

- ① 大学の学部で修得した単位
- ② 大学の学部で科目等履修生として在籍し修得した単位
- ③ 大学の専攻科で修得した単位
- ④ 短期大学の専攻科の一部で修得した単位（1種・2種免許状取得の場合のみ。1種免許状取得の場合には、学校種ごとに定められた使用単位の制限有り。）
- ⑤ 文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位
- ⑥ 文部科学大臣の認定する講習（各都道府県教委主催の免許法認定講習等）において修得した単位
- ⑦ 大学が開設する免許法認定公開講座において修得した単位
- ⑧ 大学の通信教育課程で修得した単位（放送大学教養学部も含む。）
- ⑨ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位

【2種免許状を取得する場合】

1種免許取得の場合の上記①から⑨の各項目に加え次のいずれかに該当するもの。

- ① 短期大学で修得した単位
- ② 短期大学に科目等履修生として在籍し修得した単位
- ③ 短期大学が開設する免許法認定公開講座において修得した単位
- ④ 短期大学の通信教育課程で修得した単位

【専修免許状を取得する場合】

- ① 大学院又は大学専攻科で修得した単位
- ② 大学院又は大学専攻科に科目等履修生として在籍し修得した単位
- ③ 大学院又は大学専攻科が開設する免許法認定公開講座において修得した単位
- ④ 大学院又は大学専攻科の通信教育課程で修得した単位（放送大学大学院も含む。）

- (3) 単位の修得時期

各表の備考欄に掲げる基礎資格取得後に修得した単位であること。（別表第4の他教科免許取得の場合は修得時期は限定されていません。）

4 修得単位の読み替え

平成31年4月1日の岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正前に修得した次の科目の単位は、改正後の次の科目の単位として修得したものとして読み替えができます。

(1) 幼稚園教諭免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
領域及び保育内容の指導法に関する科目 (保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)	・教育課程及び指導法に関する科目(保育内容の指導法に係る部分に限る。)
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ・教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程及び指導法に関する科目(保育内容の指導法に係る部分を除く。) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習

(2) 小学校教諭免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ・教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分を除く。) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習

(3) 中学校教諭1種・2種免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ・教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分を除く。) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習

(4) 高等学校教諭1種免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ・教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分を除く。) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習

(5) 養護教諭1種・2種免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） ・教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）
教育実践に関する科目	・養護実習 ・教職実践演習

(6) 栄養教諭1種・2種免許状

改正後の免許法施行規則による科目名	改正前の免許法施行規則による科目名
教育の基礎的理解に関する科目	・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） ・教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）
教育実践に関する科目	・栄養教育実習 ・教職実践演習

5 1種免許状取得の努力義務について

教育職員で、その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が、2種免許状であるものは、相当の1種免許状の授与を受けるように努めなければならない。（免許法第9条の2）

昭和63年の免許法改正により、短期大学卒業程度を基礎資格とする2種免許状については、大学卒業を基礎資格とする1種免許状との比較において、教員としてさらに研鑽が必要であることとされ、2種免許状を所有する教員に対し、相当する1種免許状の授与を受けるように努めなければならないこととされる規定が設けられました。

この1種免許状取得の努力義務は、校種を問わず、また、採用の時期を問わず、すべての2種免許状所有教員に課せられますが、特にその有する免許状が2種免許状である小学校又は中学校（及び特別支援学校の小学部又は中学部）の教員で平成元年度以降の採用者に対し次の措置が講ぜられています。

- (1) 免許管理者（岩手県教育委員会）は、採用後12年を経過した教員に対して、当該経過した日から3年間、本人の意見を聞いて、1種免許状を取得するのに必要とされる単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習等の指定を行います。（この措置のことを略して「12年指定」といいます。）
- (2) 指定を受けた教員が、12年を経過した日から起算して3年を経過するまでに所要の単位数を修得せず、1種免許状を取得していない場合には、在職年数により最大12単位まで遡減された単位が免許法別表第3で定める45単位に復元され、以降は遡減が行われないこととなります。

6 特定免許状失効者等に係る免許状再授与の特例

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）第22条の規定により、児童生徒性暴力等防止法第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）が再び免許状の授与を受けようとする場合は、岩手県教育職員免許状再授与審査会の審査を受ける必要があります。

7 その他

上記のことに限らず、不明な点については、お問い合わせください。

○教育職員免許状についてのお問い合わせはこちらまで
岩手県教育委員会事務局 教職員課 免許担当
電 話 019-629-6124 または 6121
FAX 019-629-6134
E-mail DB0002@pref.iwate.jp

も く じ

はじめに

【教育職員検定授与用修得単位基準】

1 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状

- (1) 幼稚園教諭 1 種免許状 1
- (2) 幼稚園教諭 2 種免許状 2
- (3) 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状（保育士に対する特例） 3

2 小学校教諭 1 種・2 種免許状

- (1) 小学校教諭 1 種免許状 4
- (2) 小学校教諭 2 種免許状 5

3 中学校教諭 1 種・2 種免許状

- (1) 中学校教諭 1 種免許状 6
- (2) 中学校教諭 2 種免許状 7
- (3) 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法 8, 9

4 高等学校教諭 1 種免許状

- (1) 高等学校教諭 1 種免許状 10
- (2) 高等学校教諭 1 種免許状（準学士以上の学位を有しない者） 11
- (3) 高等学校教諭 1 種免許状（保健…準学士以上の学位を有しない者） 12
- (4) 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法 13, 14

5 中学校教諭 1 種・2 種免許状（職業実習）

- (1) 中学校教諭 1 種免許状（職業実習） 15
- (2) 中学校教諭 2 種免許状（職業実習） 15

6 高等学校教諭 1 種免許状（看護実習ほか）

- (1) 高等学校教諭 1 種免許状（看護実習） 16
- (2) 高等学校教諭 1 種免許状（家庭実習） 17
- (3) 高等学校教諭 1 種免許状（情報実習） 18
- (4) 高等学校教諭 1 種免許状（福祉実習） 19
- (5) 高等学校教諭 1 種免許状（農業実習…工業実習・商業実習・水産実習・商船実習準用） 20

7 養護教諭 1 種・2 種免許状

- (1) 養護教諭 1 種免許状 21
- (2) 養護教諭 2 種免許状 22

8 特別支援学校教諭 1 種・2 種免許状（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱）

- (1) 特別支援学校教諭 1 種免許状 23
- (2) 特別支援学校教諭 2 種免許状 23

9 特別支援学校自立教科教諭 1 種・2 種免許状

- (1) 特別支援学校自立教科教諭 1 種免許状 24
- (2) 特別支援学校自立教科教諭 2 種免許状 24

10	栄養教諭 1 種・2 種免許状	
(1)	栄養教諭 1 種免許状	25
(2)	栄養教諭 2 種免許状	26
11	同一校種その他教科の免許状取得	
(1)	中学校教諭免許状を所有する者の他教科免許取得	27
(2)	高等学校教諭免許状を所有する者の他教科免許取得	28, 29
12	専修免許状取得	
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭専修免許状	30
(2)	養護教諭専修免許状	30
(3)	栄養教諭専修免許状	30
(4)	中学校教諭 1 種免許状（職業実習）、高等学校教諭 1 種免許状（看護 実習ほか実習に関するもの）	30
(5)	特別支援学校教諭専修免許状	30
13	隣接校種免許状取得	31～33
14	臨時免許状の申請	34
	【教育職員検定新教育領域追加単位修得基準】	
15	特別支援学校教諭免許状へ新教育領域の追加	35
	【各免許状の申請方法】	
16	検定授与申請ほか	36～39
	【免許状の書換え・再交付】	
17	免許状の書換え・再交付	40, 41
	【免許外教科担任申請】	
18	免許外教科担任申請について	42～47
	【特別非常勤講師届出について】	
19	各相当学校の免許状を有しない非常勤講師について	48, 49
	【免許状授与証明書】	
20	教育職員免許状授与証明書の発行	50
	【参考】	
21	特別支援学校教諭免許状の所要資格、単位について	51～54

※ 免許申請様式について
免許申請（検定申請等）様式については、岩手県公式ホームページからダウンロードしてください。

担当：岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当
TEL 019-629-6124・6121 / FAX 019-629-6134

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

1 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状

(1) 幼稚園 1 種免許状

免許法の適用条項			第 6 条、別表第 3													
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条								第11条第 1 項の表備考 3 号 第12条、13条、14条					
良好な成績で勤務した最低在職年数 （2 種免取得後）			5	6	7	8	9	10	11	12～	3	4	5	6～		
最低修得総単位数 （2 種免取得後の修得単位）			45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	4	3	3	2	1				1	2 科目 について各 1 単位				
		自然科学	4	3	3	2	1				1					
		社会科学	4	3	3	2	1				1					
		自由選択	3	3	1	1	2	2			2		1			
		計	15	12	10	7	5	2			5	3				
	領域に関する専門的科目等	「健康、人間関係、環境、言葉、表現」 （※）のうち 1 以上の領域につき	4	4	4	4	3	3	2	1		2	2	2	1	
		は保育内容の教育の指導法の基礎に的に関する科目又	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	5	4	3	3	3	2		3	3	3	2
			保育内容の指導法に関する科目	14	13	11	10	9	7	6	5	9	7	6	5	
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目													
	計	20	18	16	14	12	10	9	7		12	10	9	7		
大学が独自に設定する科目		6	6	5	5	5	5	4	2		6	5	4	2		
備 考			幼稚園教諭 2 種免許状を有する者								大学に 3 年以上在学し、かつ93単位以上修得した 2 種免許状所有者					

(※)学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める領域。

(2) 幼稚園2種免許状

免許法の適用条項			第6条、別表第3							
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条							
良好な成績で勤務した最低在職年数 (幼臨免取得後の勤務年数)			6	7	8	9	10	11	12	13～
最低修得総単位数 (幼臨免取得後の修得単位)			45	40	35	30	25	20	15	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	3	2	2	1				
		自然科学	3	2	2	1				
		社会科学	3	2	2	1				
		自由選択	1	3	1	2	3	2		
		計	10	9	7	5	3	2		
	領域に関する専門的事項に関する科目	「健康、人間関係、環境、言葉、表現」(※)のうち1以上の領域につき	5	4	4	4	4	3	3	1
	は保育内容の教育の指導法の基礎に理解する科目等 る科目等	教育の基礎的理解に関する科目	9	8	7	6	5	4	4	3
		保育内容の指導法に関する科目	21	19	17	15	13	11	8	6
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
		計	30	27	24	21	18	15	12	9
	大学が独自に設定する科目		0	0	0	0	0	0	0	0
備 考			幼稚園助教諭臨時免許状を有する者							

(※)学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める領域。

(3) 幼稚園1種・2種免許状【保育士に対する特例】

免許法の適用条項			附則第18項			
免許法施行規則の適用条項			附則第7項～10項			
免許状の種類			幼稚園教諭 1種免許状		幼稚園教諭 2種免許状	
良好な成績で勤務した最低在職年数 （保育士等としての勤務年数）			3 ※勤務時間の合計 4,320時間以上	左記の年数に加え、幼 保連携型認定こども園 で保育教諭等としての2 年かつ2,880時間以上の 実務経験を有する場合	3 ※勤務時間の合計 4,320時間以上	左記の年数に加え、幼 保連携型認定こども園 で保育教諭等としての2 年かつ2,880時間以上の 実務経験を有する場合
最低修得総単位数			8	6	8	6
修得を要する科目名及び単位数	教養科目	日本国憲法	—（※）	—（※）	—（※）	—（※）
		外国語コミュニケーション	—	—	—	—
		体育	—	—	—	—
		情報機器の操作	—	—	—	—
	領域に関する専門的事項に関する科目		—	—	—	—
	保育内容の指導法に関する科目に又はする教諭の科目教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目	2	1	2	1
		教育の基礎的理解に関する科目	—	—	—	—
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※）	2（※）	2（※）	2（※）
		教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	1	1	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。）	1	—	1	—
		教育実習	—	—	—	—
		教職実践演習	—	—	—	—
	大学が独自に設定する科目		—	—	—	—
	計		8	6	8	6
備 考		学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること		保育士となる資格を有すること		

※「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条(教育を受ける権利)）を含むこと

2 小学校教諭 1 種・2 種免許状

(1) 小学校教諭 1 種免許状

免許法の適用条項			第 6 条、別表第 3												
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条								第11条第 1 項の表備考 3 号、第12条、13条、14条				
良好な成績で勤務した最低在職年数 （ 2 種免許取得後の経験年数）			5	6	7	8	9	10	11	12～	3	4	5	6～	
最低修得総単位数（ 2 種免許取得後）			45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	4	3	3	2	1				1				
		自然科学	4	3	3	2	1				1				
		社会科学	4	3	3	2	1				1				
		自由選択	3	3	1	1	2	2			2	3			
		計	15	12	10	7	5	2			5	3			
	教科に関する専門的 事項に関する科目	「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語」のうち 1 以上の教科につき	4	4	4	4	3	3	2	1	2	2	2	1	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	3	2	2	1	3	2	2	1	
		各教科の指導法に関する科目	音楽												
			図画工作	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位
			体育												
		「国、社、算、理、生、音、図、家、体、外」 （上記で選択した教科を除く。）	3教科について各2単位	3教科について各2単位	3教科について各2単位	2教科について各2単位	2教科について各2単位	いずれか1教科で2単位			2教科について各2単位	いずれか1教科で2単位			
		自由選択（9教科のうち教科指定なし）	3	2	1	2	1	2	3	2	1	2	3	2	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	5	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2	
		計	21	19	17	15	13	11	10	7	13	11	10	7	
	大学が独自に設定する科目		5	5	4	4	4	4	3	2	5	4	3	2	
備 考			小学校教諭 2 種免許状を有する者								大学に 3 年以上在学し、かつ93単位以上修得した 2 種免許状所有者				

(2) 小学校教諭2種免許状

免許法の適用条項			別表第3								
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条								
良好な成績で勤務した最低在職年数 (小臨免取得後の勤務年数)			6	7	8	9	10	11	12	13～	
最低修得総単位数 (小臨免取得後の取得単位)			45	40	35	30	25	20	15	10	
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	3	2	2	1					
		自然科学	3	2	2	1					
		社会科学	3	2	2	1					
		自由選択	1	3	1	2	3	2			
		計	10	9	7	5	3	2			
	教科に関する専門的事項に関する科目	「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語」のうち1以上の教科につき	4	3	3	3	3	3	2	1	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	7	6	5	5	4	3	3	2	
		各教科の指導法に関する科目	音 楽								
			図画工作	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位	いずれか1教科で2単位
			体 育								
		「国、社、算、理、生、音、図、家、体、外」(上記で選択した教科を除く。)	各4教科について2単位	各4教科について2単位	各4教科について2単位	各3教科について2単位	各3教科について2単位	各2教科について2単位	いずれか1教科で2単位		
		自由選択(9教科のうち教科指定なし)	4	3	2	2	1	1	2	2	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	7	6	5	4	4	3	2	
	計	29	26	23	20	17	14	12	8		
	大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	2	1	1	1	
備 考			小学校助教諭臨時免許状を有する者								

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

3 中学校教諭 1 種・2 種免許状

(1) 中学校教諭 1 種免許状

免許法の適用条項			第 6 条、別表第 3											
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条 、14条							第11条第 1 項の表備考第 3 号 第 4 号、第12条、13条、14条				
良好な成績で勤務した最低在職年数 （ 2 種免取得後の経験年数）			5	6	7	8	9	10	11	12～	3	4	5	6～
最低修得総単位数 （ 2 種免取得後の修得単位）			45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	4	3	3	2	1				1			
		自然科学	4	3	3	2	1				1			
		社会科学	4	3	3	2	1				1			
		自由選択	3	3	1	1	2	3			2	3		
		計	15	12	10	7	5	3			5	3		
	教科に関する専門的事項に 関する科目	必修 ※注	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	
		自由選択	6	5	4	3	2	1		3	2	1		3
		計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
	各教科の指導法に関する科目又は 各教科の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2
		各教科の指導法に関する科目	11	10	9	8	7	6	5	3	7	6	5	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目												
		計	16	15	13	12	10	9	8	5	10	9	8	5
	大学が独自に設定する科目			4	4	4	4	4	3	3	2	4	3	3
備 考			中学校教諭 2 種免許状を有する者 （短大卒等）							大学に 3 年以上在学し、 かつ93単位以上修得した 2 種免許状所有者 （大卒者、編入学等）				

※注 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法は、(3) に示した。

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

(2) 中学校教諭2種免許状

免許法の適用条項			第6条、別表第3							
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条							
良好な成績で勤務した最低在職年数 （中臨免取得後の経験年数）			6	7	8	9	10	11	12	13～
最低修得総単位数 （中臨免取得後の修得単位）			45	40	35	30	25	20	15	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	3	2	2	1				
		自然科学	3	2	2	1				
		社会科学	3	2	2	1				
		自由選択	1	3	1	2	3	2		
		計	10	9	7	5	3	2		
	教科に関する専門的事項に関する科目	必修※注	4	4	4	4	4	4	4	
		自由選択	6	5	4	3	2	1		3
		計	10	9	8	7	6	5	4	3
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	9	8	7	6	6	5	4	3
		各教科の指導法に関する科目	12	11	10	9	7	6	5	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
		計	21	19	17	15	13	11	9	6
	大学が独自に設定する科目			4	3	3	3	3	2	2
備考			中学校助教諭臨時免許状を有する者							

※注 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法は、(3)に示した。

(3) 教科に関する専門的事項に関する科目のうち必修単位の修得方法

教科	科 目	最 修 単 位	低 得 数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1	
	国文学（国文学史を含む。）	1	
	漢文学	1	
	書道（書写を中心とする。）	1	
社会	日本史・外国史	1	
	地理学（地誌を含む。）	1	
	「法律学、政治学」	1	
	「社会学、経済学」	0	
	「哲学、倫理学、宗教学」	1	
数学	代数学	1	
	幾何学	1	
	解析学	1	
	「確率論、統計学」	1	
	コンピュータ	0	
理科	物理学	1	
	化学	1	
	生物学	1	
	地学	1	
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	0	
音楽	ソルフェージュ	1又は0	
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1	
	指揮法	1又は0	
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1	
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1	
	彫刻	1	
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1	
	工芸	1	
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	0	
保健体育	体育実技	1	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	
	生理学（運動生理学を含む。）	1	
	衛生学・公衆衛生学	0	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	
保健	生理学・栄養学	1	
	衛生学・公衆衛生学	1	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2	

(3) 教科に関する専門的事項に関する科目のうち必修単位の修得方法

教科	科 目	最 修 単 位	低 得 数
技術	材料加工（実習を含む。）	2	
	機械・電気（実習を含む。）	2	
	生物育成	0	
	情報とコンピュータ	0	
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	
	被服学（被服実習を含む。）	1	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	
	住居学	1	
	保育学	0	
職業	産業概説	1	
	職業指導	1	
	「農業、工業、商業、水産」	1	
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1	
職業指導	職業指導	1	
	職業指導の技術	2	
	職業指導の運営管理	1	
外国語 （英語）	英語学	1	
	英語文学	1	
	英語コミュニケーション	1	
	異文化理解	1	
宗教	宗教学	2又は1	
	宗教史	2又は1	
	「教理学、哲学」	1	

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

4 高等学校教諭1種免許状

(1) 高等学校教諭1種免許状

免許法の適用条項			第6条、別表第3											
免許法施行規則の適用条項			第11条、13条、14条								第11条第1項の表備考第3号 第12条、13条、14条			
良好な成績で勤務した最低在職年数 (高臨免取得後の経験年数)			5	6	7	8	9	10	11	12～	3	4	5	6～
最低修得総単位数			45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	4	3	3	2	1				1			
		自然科学	4	3	3	2	1				1			
		社会科学	4	3	3	2	1				1			
		自由選択	3	3	1	1	2	3			2	3		
		計	15	12	10	7	5	3			5	3		
	教科事項に関する専門科目	必修※注	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	
		自由選択	6	5	4	3	2	1		3	1			3
		計	10	9	8	7	6	5	4	3	5	4	4	3
	各教科の指導法の科目等	教育の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	4	3	3	2	3	3	2	2
		各教科の指導法に関する科目	7	6	6	5	4	4	3	2	4	3	3	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目												
		計	12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	5	4
	大学が独自に設定する科目		8	8	7	7	6	5	5	3	8	7	6	3
備考			高等学校助教諭臨時免許状を有する者								大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得した臨時免許状所有者			

注 1 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法は、(4)に示した。

- 2 この表により1種免許状を受けようとする者が、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第5項の規定により高等学校助教諭臨時免許状を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、4単位に不足する単位数を上記の表各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄で定める単位数に加え、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得すること。なお、その場合、加えた単位数を一般教育科目の単位数から減じるものであること。

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

(2) 高等学校教諭1種免許状(準学士以上の学位を有しない者)

免許法の適用条項			第6条、別表第3、S29年改正法附則第7項、8項																
免許法施行規則の適用条項			附則第14項																
良好な成績で勤務した 最低在職年数			10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～
最低修得総単位数			90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2	1	2科目について 各1単位			
		自然科学	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2	1				
		社会科学	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2	1				
		自由選択	18	16	14	12	10	8	6	4	2	3	1	2	3	2	2		
		計	30	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2		
	教科に関する専門的 事項に関する科目	必修 ※注	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		自由選択	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2		3
		計	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3
	各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	9	8	8	8	8	8	7	6	6	5	4	4	3	2
		各教科の指導法に関する科目	14	13	12	12	12	11	10	9	8	8	8	7	7	6	4	4	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目																	
		計	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	8	7	4
	大学が独自に設定する科目			16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	4	4	4
備 考			準学士以上の学位を有しない者で臨時免許状を有する者																

注 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法は、(4)に示した。

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

(3) 高等学校教諭1種免許状(保健…準学士以上の学位を有しない者)

免許法の適用条項			別表第3、S29年改正法附則第7項								別表第3、S29年改正法附則第7項											
免許法施行規則の適用条項			附則第35項、36項								附則第35項、36項											
良好な成績で勤務した 最低在職年数			4	5	6	7	8	9	10	11～	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～	
最低修得総単位数			45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	
修得を要する科目名及び単位数	一般 教育 科目	人文科学	4	3	3	2	1	1			4	4	4	4	3	2	1	1				
		自然科学	4	3	3	2	1	1			4	4	4	4	3	2	1	1				
		社会科学	4	3	3	2	1	1			4	4	4	4	3	2	1					
		自由選択	3	4	2	3	3				8	6	4	2	2	2	3	2	2			
		計	15	13	11	9	6	3			20	18	16	14	11	8	6	4	2			
	教科 事項に 関する 専門的 科目	必修 ※注	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
		自由選択	6	5	4	3	2	1		3	9	8	7	6	5	4	3	2	1		3	
		計	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	
	各 教科 の 指 導 法 に 関 する 科目 等	各教科の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	4	3	3	2	8	7	6	6	5	5	5	4	4	3	2	
		各教科の指導法に関する科目																				
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	7	6	6	5	4	4	3	2	8	8	8	7	7	7	6	6	4	4	2	
		計	12	11	10	9	8	7	6	4	16	15	14	13	12	12	11	10	8	7	4	
大学が独自に設定する科目			8	7	6	5	5	5	5	3	11	10	9	8	8	7	6	5	5	4	3	
備 考			高等学校助教諭臨時免許状（保健）を有している者で、看護師養成施設（3年制）を卒業し、保健師助産師看護師法の規定による看護師免許を受けている者								高等学校助教諭臨時免許状（保健）を有している者で、看護師養成施設（2年制）を卒業し、保健師助産師看護師法の規定による看護師免許を受けている者											

注 教科に関する科目のうち必修単位の修得方法は、(4)に示した。

(4) 教科に関する専門的事項に関する科目のうち必修単位の修得方法

教科	科 目	最 修 単 位	低 得 数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	2又は1	
	国文学（国文学史を含む。）	2又は1	
	漢文学	1	
地理歴史	日本史	1	
	外国史	1	
	人文地理学・自然地理学	1	
	地誌	1	
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	2又は1	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	2又は1	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1	
数学	代数学	1	
	幾何学	1	
	解析学	1	
	「確率論、統計学」	1	
	コンピュータ	0	
理科	物理学	1	
	化学	1	
	生物学	1	
	地学	1	
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	0	
音楽	ソルフェージュ	1又は0	
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1	
	指揮法	1又は0	
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統	1	
	音楽及び諸民族の音楽を含む。）		
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1	
	彫刻	1	
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1	
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1	
工芸	図法・製図	1	
	デザイン	1	
	工芸制作（プロダクト製作を含む。）	1	
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統	1	
	工芸及びアジアの工芸を含む。）		
書道	書道（書写を含む。）	2	
	書道史	1	
	「書論、鑑賞」	0	
	「国文学、漢文学」	1	

(4) 教科に関する専門的事項に関する科目のうち必修単位の修得方法

教科	科 目	最 修 単 位	低 得 数
保健体育	体育実技	1	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、 体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	
	生理学（運動生理学を含む。）	1	
	衛生学・公衆衛生学	0	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1	
	衛生学・公衆衛生学	1	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2	
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	2	
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	2	
	看護実習	0	
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	
	被服学（被服実習を含む。）	1	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	
	住居学	1又は0	
	保育学	1又は0	
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	1	
	コンピュータ・情報処理	1	
	情報システム	1	
	情報通信ネットワーク	1	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	0	
農業	農業の関係科目	3	
	職業指導	1	
工業	工業の関係科目	3	
	職業指導	1	
商業	商業の関係科目	3	
	職業指導	1	
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）	1	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1	
	社会福祉援助技術	1	
	介護理論・介護技術	1	
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等におけ る介護実習を含む。）	0	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1	
水産	水産の関係科目	3	
	職業指導	1	
商船	商船の関係科目	3	
	職業指導	1	
職業指導	職業指導	1	
	職業指導の技術	2	
	職業指導の運営管理	1	
外国語 （英語）	英語学	1	
	英語文学	1	
	英語コミュニケーション	1	
	異文化理解	1	
宗教	宗教学	2又は1	
	宗教史	2又は1	
	「教理学、哲学」	1	

5 中学校教諭 1・2 種免許状（職業実習）

(1) 中学校教諭 1 種免許状（職業実習）

免許法の適用条項			第 6 条、別表 5	
免許法施行規則の適用条項			第16条	
良好な成績で勤務した最低在職年数 （2 種免許取得後の勤務年数）			3	4～
最低修得総単位数 （2 種免許取得後の修得単位）			15	10
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	産業概説	1	1
		職業指導	1	1
		「農業、工業、商業、水産」	1	1
		「農業、工業、商業、水産、商船の実習」	1	1
		自由選択	6	1
		計	10	5
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2	2
		各教科の指導法に関する科目	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
		計	5	5
備 考			中学校教諭 2 種免許状（職業実習）を有する者	

(2) 中学校教諭 2 種免許状（職業実習）

免許法の適用条項			第 6 条、別表 5			別表 5 備考第 4 号
免許法施行規則の適用条項			第16条			
良好な成績で勤務した最低在職年数 （備考欄の条件取得後の勤務年数）			6	7	8～	6～
最低修得総単位数 （備考欄の条件取得後の修得単位数）			20	15	10	10
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	産業概説	1	1	1	1
		職業指導	1	1	1	1
		「農業、工業、商業、水産」	1	1	1	1
		「農業、工業、商業、水産、商船の実習」	1	1	1	1
		自由選択	6	4	1	1
		計	10	8	5	5
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	4	3	2	2
		各教科の指導法に関する科目	6	4	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
		計	10	7	5	5
備 考			中学校助教諭臨時免許状（職業実習）を有する者			実習に関する課程を修めて高校を卒業した者

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

6 高等学校教諭 1 種免許状（看護実習ほか）

(1) 高等学校教諭 1 種免許状（看護実習）

免許法の適用条項			第6条、 別表第5	第6条、 別表第5	第6条、 別表第5、 S29年改正法 附則第7項、 附則第8項	附則第9項		
免許法施行規則の適用条項				第16条	附則第14項	附則第5項		
良好な成績で勤務した最低在職年数 （備考欄条件を満たした後の勤務年数）				0	3～	6～	3～	6～
最低修得総単位数 （備考欄の条件を満たした後の修得単位数）			0	10	10	10	10	10
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」		1	1	1	1	1
		看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）		1	1	1	1	1
		看護実習		1	1	1	1	1
		自由選択		2	2	2	2	2
		計		5	5	5	5	5
	各教科の指導法に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2
		各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		計		5	5	5	5	5
	備考		大学において実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者	高等学校助教諭臨時免許状（看護実習）を有する者	準学士以上の学位を有しない臨時免許状（看護実習）所有者	大学又は高等専門学校で実習に係る実業に関する科目を専攻した準学士以上の学位取得者	高等学校で実習に係る実業に関する学科を修めて卒業した者	9年以上実習に関する実地の経験を有する者（注1）

注1 9 年以上実習に関する実地の経験を有した後に修得した単位が有効となる。

(2) 高等学校教諭 1 種免許状（家庭実習）

免許法の適用条項			第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5、 S29 年改正法 附則第 7 項、 附則第 8 項	附則第 9 項		
免許法施行規則の適用条項				第 16 条	附則第 14 項	附則第 5 項		
						(イ)、(ロ)	(ハ)	(ニ)
良好な成績で勤務した最低在職年数 (備考欄条件を満たした後の勤務年数)			0	3 ～	6 ～	3 ～	6 ～	3 ～
最低修得総単位数 (備考欄の条件を満たした後の修得単位数)			0	10	10	10	10	10
修得に要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）		1	1	1	1	1
		被服学（被服実習を含む。）		1	1	1	1	1
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		1	1	1	1	1
		住居学		1	1	1	1	1
		保育学		1	1	1	1	1
		計		5	5	5	5	5
	各教科の指導法に関する基礎的理解に關する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2
		各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		計		5	5	5	5	5
備考			大学において実習に係る実学科を専攻して、学士の学位を有し、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者	高等学校助教諭臨時免許状（家庭実習）を有する者	準学士以上の学位を有しない臨時免許状（家庭実習）所有者	大学又は高等専門学校で実習に係る実業に関する科目を専攻した準学士以上の学位取得者	高等学校で実習に係る実業に関する学科を修めて卒業した者	9 年以上実習に関する実地の経験を有する者（注1）

注1 9 年以上実習に関する実地の経験を有した後に修得した単位が有効となる。

(3) 高等学校教諭 1 種免許状（情報実習）

免許法の適用条項			第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5、 S29 年改正法 附則第 7 項、 附則第 8 項	附則第 9 項		
免許法施行規則の適用条項				第16条	附則第14項	附則第 5 項		
						(イ)、(ロ)	(ハ)	(ニ)
良好な成績で勤務した最低在職年数 （備考欄条件を満たした後の勤務年数）			0	3 ～	6 ～	3 ～	6 ～	3 ～
最低修得総単位数 （備考欄の条件を満たした後の修得単位数）			0	10	10	10	10	10
修得に要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理		1	1	1	1	1
		コンピュータ・情報処理		1	1	1	1	1
		情報システム		1	1	1	1	1
		情報通信ネットワーク		1	1	1	1	1
		マルチメディア表現・マルチメディア技術		1	1	1	1	1
		計		5	5	5	5	5
	各教科の指導法の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2
		各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		計		5	5	5	5	5
備 考			大学において実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者	高等学校助教諭臨時免許状（情報実習）を有する者	準学士以上の学位を有しない臨時免許状（情報実習）所有者	大学又は高等専門学校に係る実業に関する科目を専攻した準学士以上の学位取得者	高等学校で実習に係る実業に関する学科を修めて卒業した者	9 年以上実習に関する実地の経験を有する者（注1）

注1 9 年以上実習に関する実地の経験を有した後に修得した単位が有効となる。

(4) 高等学校教諭 1 種免許状（福祉実習）

免許法の適用条項			第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5	第 6 条、 別表第 5、 S29 年改正法 附則第 7 項、 附則第 8 項	附則第 9 項		
免許法施行規則の適用条項				第 16 条	附則第 14 項	附則第 5 項		
						(イ)、(ロ)	(ハ)	(ニ)
良好な成績で勤務した最低在職年数 （備考欄条件を満たした後の勤務年数）			0	3 ～	6 ～	3 ～	6 ～	3 ～
最低修得総単位数 （備考欄の条件を満たした後の修得単位数）			0	10	10	10	10	10
修得に要する科目名及び単位数	教科に関する専門的 事項に関する科目	社会福祉学（職業指導を含む）		1	1	1	1	1
		高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉		1	1	1	1	1
		社会福祉援助技術		1	1	1	1	1
		介護理論及び介護技術		1	1	1	1	1
		社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）		1	1	1	1	1
		計		5	5	5	5	5
	各教科の指導法に関する 基礎的理 解に 関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2
		各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		計		5	5	5	5	5
備 考			大学において実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者	高等学校助教諭臨時免許状（福祉実習）を有する者	準学士以上の学位を有しない臨時免許状（福祉実習）所有者	大学又は高等専門学校で実習に係る実業に関する科目を専攻した準学士以上の学位取得者	高等学校で実習に係る実業に関する学科を修めて卒業した者	9 年以上実習に関する実地の経験を有する者（注1）

注1 9 年以上実習に関する実地の経験を有した後に修得した単位が有効となる。

(5) 高等学校教諭1種免許状（農業実習の場合…工業実習・商業実習・水産実習・商船実習について準用）

免許法の適用条項			第6条、 別表第5	第6条、 別表第5	第6条、 別表第5、 S29年改正法 附則第7項、 附則第8項	附則第9項		
免許法施行規則の適用条項				第16条	附則第14項	附則第5項		
						(イ)、(ロ)	(ハ)	(ニ)
良好な成績で勤務した最低在職年数 （備考欄の条件を満たした後の勤務年数）			0	3～	6～	3～	6～	3～
最低修得総単位数 （備考欄の条件を満たした後の修得単位数）			0	10	10	10	10	10
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項 に関する科目	農業の関係科目（注1）		3	3	3	3	3
		職業指導		1	1	1	1	1
		自由選択		1	1	1	1	1
		計	0	5	5	5	5	5
	各教科の指導法に関する基礎的理解に関する科目等 する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2
		各教科の指導法に関する科目		3	3	3	3	3
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
		計	0	5	5	5	5	5
	備 考		大学において実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者	高等学校助教諭臨時免許状（農業実習）を有する者	準学士以上の学位を有しない臨時免許状（農業実習）所有者	大学又は高等専門学校で実習に係る実業に関する科目を専攻した準学士以上の学位取得者	高等学校で実習に係る実業に関する学科を修めて卒業した者	9年以上実習に関する実地の経験を有する者（注2）

注1 「農業の関係科目」は、当該教科に係る専門分野についての実習内容を含むものであること。

2 9年以上実習に関する実地の経験を有した後に修得した単位が有効となる。

7 養護教諭 1 種・2 種免許状

(1) 養護教諭 1 種免許状

免許法の適用条項			第 6 条、別表第 6				別表第 6 備考第 1 号
免許法施行規則の適用条項			第17条			第17条 第 1 項表の 備考	第17条 第 3 項
良好な成績で勤務した最低在職年数 (2 種免取得後の勤務年数)			3	4	5～	1～	1～
最低修得総単位数 (2 種免取得後の修得単位)			20	15	10	10	10
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	2 科目について各 1 単位				
		自然科学					
		社会科学					
		自由選択	2			2	2
		計	4			2	2
	養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	2	2	2	1	1
		学校保健	1	1	1	1	1
		養護概説	1	1	1	1	1
		栄養学（食品学を含む。）	1	1	1	1	1
		自由選択	3	2			
		計	8	7	5	4	4
	養護基礎的・栄養理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	1	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	3	2	2
		計	6	6	4	3	3
	大学が独自に設定する科目		2	2	1	1	1
備 考		養護教諭 2 種免許状を有する者			大学に 3 年以上在学し かつ93単位以上修得した 2 種免許状所有者	保健師助産婦看護師法第 7 条の規定による保健師免許を要件とする 2 種免許状所有者	

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

(2) 養護教諭 2 種免許状

免許法の適用条項			第 6 条、別表第 6					別表第 6 備考第 2 号	
免許法施行規則の適用条項			第17条					第17条 第 3 項	
良好な成績で勤務した最低在職年数 (養教臨免取得後の勤務年数)			6	7	8	9	10～	1～	
最低修得総単位数 (臨免取得後の修得単位)			30	25	20	15	10	10	
修得を要する科目名及び単位数	一般教育科目	人文科学	1	2科目について 各1単位					
		自然科学	1						
		社会科学	1						
		自由選択	3		2	2			2
		計	6	4	2			2	
	養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	2	2	1	1	
		学校保健	2	2	1	1	1	1	
		養護概説	2	2	1	1	1	1	
		栄養学（食品学を含む。）	2	2	1	1	1	1	
		自由選択	4	2	5	3	1		
		計	14	12	10	8	5	4	
	養護教諭・栄養に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	4	3	3	2	2	1	
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	3	3	2	2	
		計	8	7	6	5	4	3	
	大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	1	1	
	備 考			養護助教諭臨時免許状を有している者					保健師助産婦看護師法第7条の規定による看護師免許を有する臨時免許状所有者

教育職員検定用単位修得基準

8 特別支援学校 1 種・2 種

岩手県教育委員会

(1) 特別支援学校教諭 1 種免許状

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域

免許法の適用条項		第 6 条、別表第 7		第 6 条、別表第 7、S 29 年改正法附則第 17 項
免許法施行規則の適用条項		第 7 条、第 18 条		
良好な成績で勤務した最低在職年数※ 4		3 年～		3 年～
最低修得総単位数		6 単位以上		4 単位以上
修得を要する科目名及び単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目※注 1	1 単位以上	1 単位以上
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目※注 2	2 単位以上	1 単位以上
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目※注 3	2 単位以上	1 単位以上
	第四欄	自由選択（上記 3 つの科目の中から）	1 単位以上	1 単位以上
備 考			特別支援学校教諭 2 種免許状を有する者	S 29 年改正法による改正前の免許法別表第 1 又は別表第 7 による 2 種免許状を有する者

(2) 特別支援学校教諭 2 種免許状

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域

免許法の適用条項		第 6 条、別表第 7	
免許法施行規則の適用条項		第 7 条、第 18 条	
良好な成績で勤務した最低在職年数※ 4			3 年～
最低修得総単位数			6 単位以上
修得を要する科目名及び単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目※注 1	1 単位以上
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目※注 2	2 単位以上
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目※注 3	2 単位以上
	第四欄	自由選択（上記 3 つの科目の中から）	1 単位以上
備 考			幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を有する者

注 1 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」については、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての特別支援教育の理念並びに特別支援教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

注 2 ①「特別支援教育領域に関する科目」の中心となる領域については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域とする。

②心理等の科目 (A) と教育課程等の科目 (B) の両方を含むこと。

注 3 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外のすべての領域と重複障害・発達障害の全てを必ず含むものとする。

②心理等の科目 (A) と教育課程等の科目 (B) の両方を含むこと。

注 4 1 種免許状を受ける場合の在職年数は、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる領域を担当する教員であった期間とする。

2 種免許状を受ける場合の在職年数は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を取得後、各相当学校の教員であった期間とする。この場合の各相当学校には、特別支援学校の相当する部を含むものであること。（常勤の講師を含む。）

9 特別支援学校自立教科教諭 1 種・2 種

(1) 特別支援学校自立教科教諭 1 種免許状

免許法の適用条項			第17条				
免許法施行規則の該当条項			第64条第2項				
良好な成績で勤務した最低在職年数 （2種免取得後の勤務年数）※2			5	5	10	10	10
最低修得総単位数 （2種免取得後の修得単位数）			10	3	0	0	0
教 科 の 別			理 療	理学療法	音 楽	理 容	特殊 技法
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する科目	理療に関する科目	7				
		音楽に関する科目					
		「美術、工芸、被服」					
	特別支援教育の基礎理論に関する科目						
	特別支援教育領域に関する科目 ※注1	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	3	3			
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
備 考			特別支援学校自立教科教諭2種免許状を有している者				

(2) 特別支援学校自立教科教諭 2 種免許状

免許法の適用条項			第17条				
免許法施行規則の該当条項			第64条第2項				
良好な成績で勤務した最低在職年数 (臨免取得後の勤務年数) ※ 2			5	5	5	5	5
最低修得総単位数 (臨免取得後の修得単位数)			1 5	6	1 0	0	1 0
教 科 の 別			理 療	理学療法	音 楽	理 容	特殊 技法
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する科目	理療に関する科目	9				
		音楽に関する科目			4		
		「美術、工芸、被服」					4
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4	4	4		4
	特別支援教育領域に関する科目 ※注 1	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	2	2		2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
備 考			特別支援学校自立教科助教諭 臨時免許状を有している者				

注1 「特別支援教育領域に関する科目」については、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

1 種免許状を受ける場合は、心理等の科目と教育課程等の科目の両方を含むものとする。

2 在職年数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教員であった期間とすること。

理学療法…理学療法、作業療法

理療…あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう

教育職員検定用単位修得基準

岩手県教育委員会

10 栄養教諭免許状

(1) 栄養教諭専修・1種免許状

免許状の種類		栄養教諭 専修免許状	栄養教諭 1種免許状									
免許法の適用条項		第6条、別表第6の2	同左							別表第6の2備考第1号	附則第17項	附則第17項備考第2号
免許法施行規則の適用条項		第17条の2	同左							第17条の2第2項	附則第6項	附則第6項備考第5号
良好な成績で勤務した最低在職年数 (備考欄に掲げる基礎資格取得後の勤務年数)		3	3	4	5	6	7	8	9～	3 ※注3	3	3 ※注3
最低修得総単位数 (備考欄に掲げる基礎資格取得後の修得単位)		15 ※注2	40	35	30	25	20	15	10	8	10	2
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	基礎栄養学		2	2	1	1	1	1	1			
	応用栄養学		6	4	4	2	2	1	1			
	栄養教育論		6	6	4	3	2	1	1			
	臨床栄養学		8	8	8	7	6	4	1			
	公衆栄養学		4	4	3	3	2	2	1			
	給食経営管理論		4	2	2	2	1	1	1			
	総合演習		2	2	2	2	2	2	2			
	計		32	28	24	20	16	12	8			
栄養に係る教育に関する科目 ※注1	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		2	2	1	1	1	1	1	2	2	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項											
	食生活に関する歴史的及び文化的事項											
	食に関する指導の方法に関する事項											
	計		2	2	1	1	1	1	1	2	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		2	2	2	2	2	1	1	2	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		2	2	2	2	1	1		2	1	
	栄養教育実習										1	
	自由選択		2	1	1					2	5	
	計		6	5	5	4	3	2	1	6	8	
大学が独自に設定する科目		15										
備考		栄養教諭1種免許状を有する者	栄養教諭2種免許状を有する者							栄養士法第2条第3項の規定による管理栄養士免許を要件とする2種免許状所有者	栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士免許を受けている者又は同法第5条の3第4号により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士免許を受けている者	栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士免許を受けている者又は同法第5条の3第4号により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士免許を受けている者、かつ教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

注1 全ての事項を含むこと。

2 単位の修得方法は、大学院又は大学の専攻科等で、栄養に係る教育又は教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

3 最低在職年数は学校給食法第5条の3に規定する学校給食栄養管理者の職の期間で、1年未満の期間を含めることができる。

(2) 栄養教諭 2 種免許状

免許状の種類		栄養教諭 2 種免許状	
免許法の適用条項		附則第17項	附則第17項備考第2号
免許法施行規則の適用条項		附則第6項	附則第6項備考第5号
良好な成績で勤務した最低在職年数 (備考欄に掲げる基礎資格取得後の勤務年数)		3	3 ※注2
最低修得総単位数 (備考欄に掲げる基礎資格取得後の修得単位)		8	2
管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目			
栄養に係る教育に関する科目 ※注1	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
	計	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	
	栄養教育実習	1	
	自由選択	3	
	計	6	
大学が独自に設定する科目			
備考		栄養士法第2条第1項の規定により栄養士免許を受けている者又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている者	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士免許を受けている者で、かつ教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

注1 全ての事項を含むこと。

2 最低在職年数は学校給食法第5条の3に規定する学校給食栄養管理者の職の期間で、1年未満の期間を含めることができる。

1 1 同一校種の他教科の免許状取得

(1) 中学校教諭免許状を所有する者の他教科免許状取得

免許法の適用条項	第6条第3項、別表第4		
免許法施行規則の適用条項	第15条		
受けようとする免許状	中学校教諭専修免許状	中学校教諭1種免許状	中学校教諭2種免許状
所有している免許状	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状又は1種免許状	中学校教諭専修免許状、1種免許状又は2種免許状
教科に関する専門的事項に関する科目所要単位数	20	20	10
各教科の指導法に関する科目所要単位数	8	8	3
大学が独自に設定する科目所要単位数	24		

注1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位は、受けようとする免許教科に応じ、次の表に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上計20単位（2種免許状を取得する場合は計10単位）を修得すること。※一般的包括的な内容を含むものとする。

注2 各教科の指導法に関する科目の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得すること。

注3 大学が独自に設定する科目の単位は、受けようとする免許教科に応じた、次の表に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目について修得すること。

※ なお、この表の規定により他の教科についての専修免許状又は1種免許状を受けようとする者が、当該他の教科についての1種免許状又は2種免許状を有するときは、専修免許状又は1種免許状の欄の所要単位数からそれぞれ1種免許状又は2種免許状の欄の単位数を差し引くものとする。また、その場合の教科に関する科目の単位は自由選択により修得するものとする。

教科	科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
数学	「哲学、倫理学、宗教学」
	代数学
	幾何学
	解析学
理科	「確率論、統計学」
	コンピュータ
	物理学
	化学
音楽	生物学
	地学
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
	ソルフェージュ
美術	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
保健体育	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

教科	科目
保健	生理学・栄養学
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	材料加工（実習を含む。）
技術	機械・電気（実習を含む。）
	生物育成
	情報とコンピュータ
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
家庭	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学
職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	
	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

1 1 同一校種の他教科の免許状取得

(2) 高等学校教諭免許状を所有する者の他教科免許状取得

免許法の適用条項	第6条第3項、別表第4	
免許法施行規則の適用条項	第15条	
受けようとする免許状	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭1種免許状
所有している免許状	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状 又は1種免許状
教科に関する専門的事項に関する科目所要単位数	20	20
各教科の指導法に関する科目所要単位数	4	4
大学が独自に設定する科目所要単位数	24	

注1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位は、受けようとする免許教科に応じ、次の表に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上計20単位を修得すること。※一般的包括的な内容を含むものとする。

注2 各教科の指導法に関する科目の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得すること。

注3 大学が独自に設定する科目の単位は、受けようとする免許教科に応じた、次の表に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目について修得すること。

※ なお、この表の規定により他の教科についての専修免許状を受けようとする者が、当該他の教科についての1種免許状を有するときは、専修免許状の欄の所要単位数からそれぞれ1種免許状の欄の単位数を差し引くものとする。

教科	科 目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理 歴史	日本史
	外国史
	人文地理学・自然地理学
公民	地誌
	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
数学	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
	代数学
	幾何学
理科	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
音楽	物理学
	化学
	生物学
美術	地学
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	ソルフェージュ
福祉	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
工芸	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史
	（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
	絵画（映像メディア表現を含む。）
書道	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健 体育	図法・製図
	デザイン
	工芸製作（プロダクト製作を含む。）
宗教	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
	書道（書写を含む。）
	書道史
職業指導	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
	体育実技
外国語 （英語）	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学
	体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
保健 体育	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

教科	科 目
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
情報	住居学
	保育学
	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
農業	コンピュータ・情報処理
	情報システム
	情報通信ネットワーク
工業	マルチメディア表現・マルチメディア技術
	農業の関係科目
	職業指導
商業	工業の関係科目
	職業指導
	商業の関係科目
水産	職業指導
	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉
	社会福祉援助技術
商船	介護理論・介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解
職業指導	加齢に関する理解・障害に関する理解
	商船の関係科目
	職業指導
外国語 （英語）	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
宗教	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
保健 体育	異文化理解
	宗教学
	宗教史
職業指導	「教理学、哲学」

- 4 次の表に掲げる教科の1種免許状を受けようとする者が、その教科の領域の一部に係る事項についての1種免許状を有しているときは、所要単位の一部をすでに修得したものとみなして前の表を適用する。

受けようとする免許状	高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	高等学校教諭1種免許状 (工業)	高等学校教諭1種免許状 (商業)
有している免許状	高等学校教諭1種免許状 (柔道又は剣道)	高等学校教諭1種免許状 (情報技術、建築、インテリア 又はデザイン)	高等学校教諭1種免許状 (情報処理又は計算実務)
修得したものとみなされる科目及び単位数	体育実技 2 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 2 教科の指導法 1	工業の関係科目 4 教科の指導法 1	商業の関係科目 4 教科の指導法 1

1 2 専修免許状取得

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭専修免許状

免許法の適用条項	第6条、別表第3
免許法施行規則の適用条項	第11条第1項の表備考1
良好な成績で勤務した最低在職年数	3
最低修得単位数	15
備 考	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭1種免許状を有する者

注 単位の修得方法は、大学院、大学の専攻科等で、大学が独自に設定する科目について単位を修得するものとし、そのうち3単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目の単位をもってこれに替えることができる。

・幼稚園教諭専修免許状

保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

・小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(2) 養護教諭専修免許状

免許法の適用条項	第6条、別表第6
免許法施行規則の適用条項	第17条
良好な成績で勤務した最低在職年数	3
最低修得単位数	15
備 考	養護教諭1種免許状を有する者

注 単位の修得方法は、大学院、大学の専攻科等で、大学が独自に設定する科目について単位を修得するものとし、そのうち3単位までは、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもってこれに替えることができる。

(3) 栄養教諭専修免許状

免許法の適用条項	第6条、別表第6の2
免許法施行規則の適用条項	第17条の2
良好な成績で勤務した最低在職年数	3
最低修得単位数	15
備 考	栄養教諭1種免許状を有する者

注 単位の修得方法は、大学院、大学の専攻科等で、大学が独自に設定する科目について単位を修得するものとする。

(4) 中学校教諭専修免許状（職業実習）、高等学校教諭専修免許状（看護実習ほか実習に関するもの）

免許法の適用条項	第6条、別表第5
免許法施行規則の適用条項	第16条
良好な成績で勤務した最低在職年数	3
最低修得単位数	15
備 考	中学校又は高等学校教諭1種免許状を有する者

注 単位の修得方法は、大学院、大学の専攻科等で、大学が独自に設定する科目について単位を修得するものとし、そのうち3単位までは、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもってこれに替えることができる。

(5) 特別支援学校教諭専修免許状

免許法の適用条項	第6条、別表第7
免許法施行規則の適用条項	第18条
良好な成績で勤務した最低在職年数	3
最低修得単位数	15
備 考	特別支援学校教諭1種免許状を有する者

注 単位の修得方法は、大学院、大学の専攻科等で、特別支援教育に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

13 隣接校種の免許状取得

免許法の適用条項		第6条、別表第8																		
免許法施行規則の適用条項		第18条の2、18条の3、18条の4、18条の5																		
授与を受けようとする免許状の種類		幼稚園教諭 2種免許状			小学校教諭 2種免許状						中学校教諭 2種免許状						高等学校教諭 1種免許状			
有することを必要とする免許状		小学校教諭の 普通免許状			幼稚園教諭の 普通免許状			中学校教諭の 普通免許状			小学校教諭の 普通免許状				高等学教諭の 普通免許状			中学校教諭の 普通免許状 (2種免許状を除く。)		
良好な成績で勤務した最低在職年数 ※1 (有することを必要とする免許状取得後の経年数)		3																		
受けようとする免許状に関する勤務年数 ※2		0	1	0	1	2	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	0	1	2	
修得を要する科目名及び単位数	教科に関する専門的事項に関する科目									10	7	5	5							
	保育内容の指導法に関する科目	6	3																	
	各教科の指導法に関する科目			10	7	5	10	7	5	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	
	の道徳、 相導、 総合的 に及ぶ 的な 生徒 学習 指導 の目、 時間 教育等	道徳の理論及び指導法			1	1	1							1	1	1				
		生徒指導の理論及び方法																		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	2	1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																		
	大学が独自に設定する科目													4	3	2	8	6	4	
合 計	6	3	13	10	7	12	9	6	14	11	8	7	9	6	5	12	9	6		
※1 有することを必要とする免許状を取得した後、当該学校(特別支援学校の各部を含む)における教諭又は講師として良好な成績で勤務した最低在職年数。																				
※2 有することを必要とする免許状を取得後、※1の在職年数3年に加えて、平成28年4月1日以降、受けようとする免許状に関する勤務年数がある場合、修得単位数が通減される。この場合、小学校の専科教員、特別非常勤講師の届出、臨時免許状及び特別免許状による勤務年数を含む。義務教育学校における勤務は、所属する課程を問わず、小学校及び中学校における勤務年数とみなす。																				

備考

- 高等学校教諭の普通免許状を有し、中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合および中学校教諭の普通免許状(2種免許状は除く。)を有し、高等学校1種免許状の授与を受ける場合は、同一免許教科において可能とする。ただし、「中学校の社会と高等学校の地理歴史又は公民」、「中学校の技術と高等学校の情報又は工業」も可能とする。
- 「教科に関する専門的事項に関する科目」については、中学の教科に関する科目の免許教科の種類に応じた科目について、それぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。
- 「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法
 - 幼稚園教諭の普通免許状を有し、小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合
国語(書道を含む。)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、5以上の教科の指導法
 - 中学校教諭の普通免許状を有し、小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合
国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、有する免許教科を除く5以上の教科の指導法
 - 中学校教諭2種免許状又は高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合
それぞれ授与を受けようとする免許教科の指導法
- 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項、各教科の指導法若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目又は大学が加えるこれらに準ずる科目から修得するものとするが、高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭2種免許状の国語、社会、理科、美術又は技術の授与を受けようとする場合、若しくは中学校教諭の普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が、高等学校教諭1種免許状の地理歴史、公民、情報又は工業の授与を受けようとする場合は、下表に定めたとおりに修得するものとする。

(1) 「高等学校教諭普通免許状」⇒「中学校教諭2種免許状」

授与を受けようとする教科	修得を要する「教科に関する専門的事項に関する科目」と単位数
国語	書道(書写を中心とする。)について1単位以上
社会(地理歴史の免許を有する場合)	「法学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上、合計3単位以上
社会(公民の免許を有する場合)	日本史・外国史及び地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上、合計2単位以上
理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上
美術	工芸について1単位以上
技術	材料加工(実習を含む。)及び生物育成についてそれぞれ1単位以上

(2) 「中学校教諭普通免許状」⇒「高等学校教諭1種免許状」

授与を受けようとする教科	修得を要する「教科に関する専門的事項に関する科目」と単位数
地理歴史	地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目について1科目以上、合計3単位以上
公民	公民の教科に関する専門的事項に関する科目について1科目以上、合計3単位以上
情報	情報の教科に関する専門的事項に関する科目(情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。)についてそれぞれ1単位以上
工業	工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上、合計4単位以上

・免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。（免許法施行規則第18条の3第2項）

有している高等学校免許状	受けようとする中学校教諭2種免許状
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに 応じるものとする）	外国語（英語その他外国語ごとに 応じるものとする）
宗教	宗教

・中学校の教科に関する科目

教科	科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
数学	「哲学、倫理学、宗教学」
	代数学
	幾何学
	解析学
理科	「確率論、統計学」
	コンピュータ
	物理学
	化学
音楽	生物学
	地学
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
	ソルフェージュ
美術	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
保健体育	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
保健体育	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
保健体育	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

教科	科目
保健	生理学・栄養学
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	材料加工（実習を含む。）
技術	機械・電気（実習を含む。）
	生物育成
	情報とコンピュータ
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
家庭	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学
職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
	英語学
英語	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
	宗教学
宗教	宗教史
	「教理学、哲学」

・免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。（免許法施行規則第18条の3第1項）

有している中学校免許状	受けようとする高等学校教諭1種免許状
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに 応じるものとする）	外国語（英語その他外国語ごと に応じるものとする）
宗教	宗教

・高等学校の教科に関する科目

教 科	科 目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学・自然地理学
公民	地誌
	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
数学	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
	代数学
	幾何学
理科	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
音楽	物理学
	化学
	生物学
美術	地学
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	ソルフェージュ
工芸	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
書道	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
保健体育	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及び アジアの美術を含む。）
	図法・製図
職業指導	デザイン
	工芸製作（プロダクト製作を含む。）
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の 伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
外国語（英語）	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
宗教	「国文学、漢文学」
	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学 体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
保健	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を 含む。）

教 科	科 目
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置 を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
情報	住居学
	保育学
	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
農業	コンピュータ・情報処理
	情報システム
	情報通信ネットワーク
工業	マルチメディア表現・マルチメディア技術
	農業の関係科目
	職業指導
商業	工業の関係科目
	職業指導
	商業の関係科目
水産	職業指導
	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉
	社会福祉援助技術
商船	介護理論・介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉 施設等における介護実習を含む。）
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解
職業指導	加齢に関する理解・障害に関する理解
	商船の関係科目
	職業指導
英語学	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
宗教史	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
教理学、哲学	異文化理解
	宗教学
	宗教史

14 臨時免許状の申請

1 臨時免許状の授与条件

助教諭臨時免許状が授与される根拠規定に基づく基礎となる主な授与条件は、次のとおりです。

- (1) 普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、免許法第5条第1項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格した者に授与されます。（免許法第5条第5項）
- (2) 高等学校助教諭免許状については、短期大学士の学位及び準学士の称号を有する者等でなければ授与できません。（免許法第5条第5項1号及び2号）

※ ただし、昭和29年改正法附則7項により当分の間、短期大学士の学位及び準学士の称号を有する者等を有しない者にも授与することができます。

【免許法第5条】

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

- 1 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
- 2 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

【昭和29年改正法附則】

7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第5条第5項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

2 有効期限

臨時免許状は、その免許状を授与されたときから、3年間、その免許状を授与された都道府県においてのみ有効です。

3 申請方法

この後の「各免許状の申請方法」に記載しています。

教育職員検定新教育領域追加単位修得基準

15 特別支援学校教諭免許状へ新教育領域の追加

岩手県教育委員会

免許法の適用条項	第5条の2第3項
免許法施行規則の適用条項	第7条第5項

【必要な在職年数】

領域を追加しようとする免許状	特別支援学校教諭専修・1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状
良好な成績で勤務した 在 職 年 数	1年 所有する免許状に定められている特別支援教育領域又は追加を受ようとする特別支援教育領域を担当する教員としての在籍年数	1年 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての在籍年数

注1 特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域を追加する場合には、別表7で2種免許状取得時に使用した幼稚園、小学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての在職年数を含むことができる。

2 特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限定しないこと。

【必要な単位数】

追加しようとする領域	必 要 単 位				
	特別支援教育に関する科目			専修・1種	2種
			中心となる領域		
視覚障害者	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	視覚障害者 4単位 (A)と(B)それぞれ1単位以上	2単位 (A)と(B)それぞれ1単位
			教育課程等に関する科目 (B)		
聴覚障害者	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	聴覚障害者 4単位 (A)と(B)それぞれ1単位以上	2単位 (A)と(B)それぞれ1単位
			教育課程等に関する科目 (B)		
知的障害者	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	知的障害者 2単位 (A)と(B)それぞれ1単位	1単位 (A)と(B)の両方を含むこと
			教育課程等に関する科目 (B)		
肢体不自由者	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	肢体不自由者 2単位 (A)と(B)それぞれ1単位	1単位 (A)と(B)の両方を含むこと
			教育課程等に関する科目 (B)		
病弱者	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	病弱者 2単位 (A)と(B)それぞれ1単位	1単位 (A)と(B)の両方を含むこと
			教育課程等に関する科目 (B)		

注1 心理等に関する科目(A):心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

2 教育課程等に関する科目(B):心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

3 特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目、自由選択の修得の必要はない。

【その他】

- 1 盲・聾・養護学校教諭免許状を所有する者が領域を追加する場合についても、必要な在職年数・単位数は同様であること。
- 2 領域の追加の申請は、特別支援学校教諭免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ行うものであること。したがって他の都道府県で授与された特別支援学校教諭免許状への領域の追加は、本県ではできない。

教育職員検定申請書類（免許法第6条、法別表第3、4、5、6、7、8関係）

1 教育職員検定申請書（様式第10号）

（授与手数料：3,300円、検定手数料：1,700円の岩手県収入証紙貼付のこと。）

2 履歴書（様式第6号）

3 人物に関する証明書（様式第11号）

- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

4 学力に関する証明書（原本…写しは不可。）

上位の免許取得の場合は、元となる免許取得後の証明書を提出すること。

また、大学卒で2種免から1種免に上進する場合は、下記注1参照のこと。

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限り）を有する者で、再度、同種の免許状の検定を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、5、7、10、注1、注2は提出不要。

※5 実務に関する証明書（様式第8号）（同一校種その他教科免許申請の場合は提出不要。）

- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

6 身体に関する証明書（様式第12号）

※7 教科に関する証明書（様式第13号）（同一校種その他教科免許申請の場合は提出不要。）

- ・ 中学校、高等学校の免許申請の場合、提出する。
- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

※8 戸籍抄本

※8、9は、県内学校の現職者（教諭・講師）は、不要。

※9 宣誓書（様式第9号）

※10 免許状の写し又は、免許状授与証明書

- ・ 今回の免許申請の基礎条件となる免許状の写しを提出すること。（例：小1種を今回申請するときは、小2種の免許状の写し）
- ・ 本県発行の免許状の授与証明書を提出する場合は、免許申請書類と一緒に証明申請書を提出しても可。

11 返信用封筒（角2号180円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。）

注1 大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得した者が検定を申請する場合は、大学から「成績証明書」を取り寄せ上記の書類と併せて提出すること。

注2 高等学校の実習教科の免許申請の場合は、卒業学校の卒業証明書と成績証明書も提出すること。

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

特別支援学校教諭免許状の教育領域追加申請書類（免許法第5条の2第3項関係）

領域を追加する場合、根拠規定により提出書類が異なります。不明な場合は、書類をそろえる前に下記の問合せ先へご相談ください。

注） 領域の追加は、特別支援学校教諭免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ行うこととなります。したがって他の都道府県で授与された免許状へ領域の追加は本県ではできません。直接、授与された都道府県教育委員会に問い合わせ下さい。

《認定課程大学での単位修得により領域を追加する場合》

- | | |
|---|---|
| 1 教育職員免許状領域追加申請書（様式第5号）
（手数料：3,300円の岩手県収入証紙貼付のこと。） | ※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限り）を有する者で、再度、同種の免許状の授与を申請する場合は、 <u>当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、4は提出不要。</u> |
| 2 履歴書（様式第6号） | |
| ※3 学力に関する証明書（原本…写しは不可。） | |
| 4 特別支援学校教諭免許状の原本 | |
| ※5 戸籍抄本 | |
| ※6 宣誓書（様式第9号） | ※5、6は、県内学校の現職者（教諭・講師）は、不要。 |
| 7 返信用封筒（角2号180円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。） | |

《実務経験のある方が大学の通信課程や認定講習等での単位修得により領域を追加する場合》

- | | |
|--|---|
| 1 教育職員免許状領域追加申請書（様式第5号）
（授与手数料：3,300円、検定手数料：1,700円の岩手県収入証紙貼付のこと。） | ※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限り）を有する者で、再度、同種の免許状の検定を申請する場合は、 <u>当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、5は提出不要。</u> |
| 2 履歴書（様式第6号） | |
| 3 人物に関する証明書（様式第11号）
・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと | |
| 4 学力に関する証明書（原本…写しは不可。） | |
| ※5 実務に関する証明書（様式第8号）
・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと | |
| 6 身体に関する証明書（様式第12号） | |
| 7 特別支援学校教諭免許状の原本 | |
| ※8 戸籍抄本 | |
| ※9 宣誓書（様式第9号） | ※8、9は、県内学校の現職者（教諭・講師）は、不要。 |
| 10 返信用封筒（角2号180円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。） | |

●免許状送付時期等（月2回）

- 15日締め切り分：20日頃の送付（15日の領域追加年月日）
月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の領域追加年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）
岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当
電話 019-629-6124（直通）

教育職員臨時免許状検定（免許法第5条第5項）申請書類

- 1 教育職員臨時免許状検定申請書（様式第16号）
（授与手数料：1,700円、検定手数料：1,700円の岩手県収入証紙貼付のこと。）
- 2 履歴書（様式第6号）
- 3 人物に関する証明書（様式第11号）
 - ・市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと
- 4 卒業（修了）証明書及び成績証明書
- 5 身体に関する証明書（様式第12号）
- 6 戸籍抄本（※）
- 7 宣誓書（様式第9号）（※）
- 8 助教諭採用（内定）予定証明書（様式第17号）
 - ・採用（内申）予定の理由については、欠員等が生じた状況及び申請者が適任である理由等を詳細に記入すること
- 9 返信用封筒
 - ・角2号180円切手貼付けのこと

（※）6と7は県内の現職者（教諭・講師）は提出不要

※ 普通免許状を有する場合：上記（3、4、6、7は除く）のほか次の書類

- 10 有する普通免許状の授与証明書又は免許状の写し
（複数所有している場合はいずれか1通分。）

※ 有する臨時免許状の期限満了後に引き続き申請する場合：上記（4、6、7は除く）のほか次の書類

- 11 実務に関する証明書（様式第8号）
- 12 教科に関する証明書（様式第13号）（中学校及び高等学校に限る）
- 13 現に有している臨時免許状（原本）

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）
月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）
岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当
電話 019-629-6124（直通）

教育職員検定申請書類（免許法第6条法別表第6の2・附則17項・附則17項備考第2号関係）

1 教育職員検定申請書（様式第10号）

（授与手数料：3,300円、検定手数料：1,700円の岩手県収入証紙貼付のこと。）

2 履歴書

3 人物に関する証明書

- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

4 学力に関する証明書（原本…写しは不可。）

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限る）を有する者で、再度、同種の免許状の検定を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、5は提出不要。

※5 実務に関する証明書

- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

6 身体に関する証明書

- ・ 市町村立学校教員は市町村教育委員会、私立学校教員は法人理事長の証明印押印のこと

7 戸籍抄本

8 宣誓書

10 特別非常勤講師の辞令の写し 注1

11 管理栄養士又は栄養士登録証の写し（所属長の原本証明のあるもの。）

12 返信用封筒（角2号180円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。）

注1 非常勤講師の勤務経験を基に栄養教育実習の単位を教職の単位をもって替える場合。

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

書換え申請提出書類

※ 手数料 900 円 × 免許枚数分（岩手県収入証紙貼付のこと）

- ・ 県外の場合、現金書留又は郵便為替可能

- 1 教育職員免許状書換え申請書（様式第20号）（不足の場合は複写のこと）
- 2 当該免許状
- 3 戸籍抄本（1 通）※ 書換え 2 枚以上の時でも戸籍抄本は 1 通で可。
- 4 返信用封筒（角 2 号 180 円切手貼付けのこと）

※ 他県で発行した免許状の書換えは本県では出来ません。詳しくは、発行した都道府県にお問合せください。

●免許状送付時期等（月 2 回）

15 日締め切り分：20 日頃の送付（15 日の書換え年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の書換え年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

再交付申請書類

※ 手数料 1, 100 円×免許枚数分（岩手県収入証紙貼付のこと）

- ・ 県外の場合、現金書留又は郵便為替可能

- 1 教育職員免許状再交付申請書（様式第21号）（不足の場合は複写のこと）
- 2 履歴書（様式第6号）
- 3 破損等の場合は当該免許状
- 4 返信用封筒（角2号 180円切手貼付けのこと）

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の再交付年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の再交付年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

18 免許外担任許可申請について

1 申請条件

中学校又は高等学校（特別支援学校の中学部及び高等部を含む。）において、ある教科についての免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「主幹教諭等」という。）が、その教科の教授を担当する必要がある場合。

許可基準については、岩手県免許外教科担任許可審査基準（別紙）（以下、「許可審査基準」という。）によること。

2 申請の方法

次の書類を県教育委員会（公立中学校においては教育事務所）へ提出すること。

- (1) 教科担任許可申請書（様式第 33 号）
- (2) 免許外教科担任理由書（別紙様式）
- (3) 担当時間について確認できる書類（時間割）

なお、申請があったものについて、県教育委員会（公立中学校においては教育事務所）で審査のうえ、許可書を後日送付する。

理由が不適正なもの及び許可審査基準に該当しないものについては、不許可とする。

3 申請に係る留意事項

- (1) 免許外教科を無許可で教授してはならないこと。
- (2) 「少人数指導」、「選択教科」において免許教科以外の教科を教授する場合も、免許外教科担任許可を必要とすること。
- (3) 担任週時数の調整を目的とした申請は行わないこと。
別紙「調整とみなされる事例」を参考とすること。

4 申請書作成について

- (1) 学校長及び主幹教諭等の連署をもって行うこと。
- (2) 「申請教科」欄には、教育職員免許法第 4 条による教科名を記入すること。
- (3) 「所有免許状」欄には、中 1 種、高 1 種のように記入すること。なお、旧免許法による免許状は、新免許法による名称に読み替えて記載すること。

	旧免許法による 免許状の名称	新免許法による 免許状の名称
中 学 校 教 諭	中 1 級	中 1 種
	中 2 級	中 2 種
高等学校教諭	高 1 級	高専修
	高 2 級	高 1 種

- (4) 「担任しようとする事由」欄は、別紙免許外教科担任理由書（教科別）のとおりとし、具体的な理由を記載すること。
- (5) 「教科名」欄には、外国語について複数ある場合には、言語毎に行を変えること。
- (6) 「教員数（免外担当を除く）」欄には、担当教科の免許を保有し授業をしている、

① 副校長又は教頭（主幹教諭等に兼任発令されている場合に限る。）

② 主幹教諭等

③ 助教諭、講師（非常勤を含む。）

}

の人数を記載すること。
- (7) 「申請者等」欄における「（免外）担任予定週時数」と「学校の学級編成及び免許教科別教員数」欄における「不足週時数」の計が一致すること。

5 許可申請を要しない場合

- (1) 中学校の特別支援学級又は特別支援学校において、教科を統合するといった特別の教育課程を編成している場合及び文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用する場合には、免許外教科担任の許可申請は不要であること。
- (2) 複数教員が同一クラスの同一教科を教授（ティーム・ティーチング）する場合、担当教科の免許状を有するものが主たる授業者であれば、その他の教員は、免許外教科担任の許可は不要であること。

6 特別支援学校における免許の所有と勤務できる学校種の関係

特別支援学校勤務者は、自分の担当する学部（幼・小・中・高の免許）及び特別支援学校の免許状を所有していなければならない。（根拠：教育職員免許法第3条第3項）

【例：特別支援学校中学部勤務者・・・中学校教諭免許状及び特別支援学校教諭免許状所有】

ただし、特別支援学校において知的障害者である児童・生徒に教科（自立教科等は除く）の指導を行う場合、特別支援学校教諭の免許状を所有している者が幼・小・中・高のいずれかの免許状を併せて所有していれば、部及び教科の種類にかかわらず教授してもよいことになっている。（根拠：教育職員免許法第17条の3）

また、幼・小・中・高のいずれかの免許状を有している者は、当分の間、特別支援学校教諭の免許状がなくとも、所有する免許状に応じた部を教授できる。（根拠：免許法附則第16項）

【例：小学校免許状所有・・・特別支援学校の小学部を担当できる。中学部・高等部は担当できない】

1 教育職員免許法第3条第3項

特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 教育職員免許法第17条の3

特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

3 教育職員免許法附則第16項

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

岩手県教育委員会 様

申請者

教科担任許可申請書

設置者	
学校名	
位置	

● 申請者等

申請教科	担任予定週時数	担任期間	所有免許状	同教科	所有教科の担任時間	教職経年数	最終卒業(修了)学校名	申請校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭の氏名	
								校長	

- 担任しようとする事由
別紙「免許外教科担任理由書（教科別）」のとおり。

- 学校の学級編成及び免許教科別教員数（学校内の全ての教科を記入すること。）

教 員 数 (実習助手除く)		教科名	教員数 (免外担 任除く)	左記教員 による 担 任 週時数	不 足 週時数				
						教科名	教員数 (免外担 任除く)	左記教員 による 担 任 週時数	不 足 週時数
人									
学 級 数									
1 年									
2 年									
3 年									
4 年									
計									

備考 1 申請者は、学校の校長とすること。
2 年度ごとに提出すること。

免 許 外 教 科 担 任 理 由 書 （教 科 別）

1. 申請免許外教科名

2. 申請教科の週総時数（ ）時間

3. 免許外教科担任申請時数（ ）時間

4. 免許外教科担任を申請する者

職 名	氏 名	有する免許教科	免許外担任をする理由（具体的に）

5. 免許所有者の状況

当該教科（免許外教科担任申請教科）で、現に免許保有者がいる場合は、次の項目について記載のこと。

職 名	氏 名	週担当時数	他の所有免許状の状況	
			有する免許教科	左記の担任週時数
・免許状所有者が担任できない理由 （単なる担任週時数の調整ではないことの根拠等） ※ 「調整とみなされる事例」を参考 ※ <u>適宜、時間割等確認できる書類を添付のこと</u>				

※記載する人数は、申請書の表「学校の学級編成及び免許教科別教員数」中、教科別「教員数（免許外担任除く）」と一致すること。

岩手県免許外教科担任許可審査基準

(平成20年4月1日から適用)

第1 免許外教科担任は、採用から満1年以上勤務した主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「主幹教諭等」という。）に限られるものであり、助教諭及び講師は、法律上対象外であること。

なお、副校長又は教頭が、免許外教科担任をする場合は、主幹教諭等に兼任発令をしている必要があること。

第2 免許外教科担任をする主幹教諭等は、所有する免許教科についても必ず担任すること。

第3 免許外教科担任教科数は、1人当たり2教科以内とすること。

ただし、5学級以下の学校、定時制高等学校及びへき地学校についてはこの限りではない。

第4 1教科についての免許外教科担任を分担する場合の担任者数は、その教科の時間数及び学級数等に応じた必要最少の数とすること。

第5 担任週時数の調整のための申請については、許可しないものであること。

第6 上記の基準にかかわらず、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

－調整とみなされる事例－

(1) 玉突き

具体例：A教諭 所有免許「美術」 → 免許外許可申請「数学」

B教諭 所有免許「理科」 → 免許外許可申請「美術」

C教諭 所有免許「技術」 → 免許外許可申請「理科」

※ 例えばC教諭が数学を免許外で担当し、A・B教諭の免許外を解消するべき。

(2) 時間分散

具体例：教員が不足する教科と時間数＝「数学」5時間

A教諭 所有免許「美術」 → 免許外許可申請「数学」2時間

B教諭 所有免許「理科」 → 免許外許可申請「数学」2時間

C教諭 所有免許「技術」 → 免許外許可申請「数学」1時間

※ A・B・Cいずれかひとりの教諭が数学5時間の免許外を担当するべき。

(3) 当該教科の免許状を持つ教諭が複数いるにもかかわらず、他の教諭が免許外で担当しようとする場合

具体例：「国語」週総時数46時間

A教諭 所有免許「国語」 → 「国語」担任週時数15時間

B教諭 所有免許「国語」 → 「国語」担任週時数15時間

C教諭 所有免許「国語」 → 「国語」担任週時数15時間

D教諭 所有免許「保健体育」 → 免許外許可申請「国語」1時間

※ A・B・Cいずれかひとりの教諭が担任時間を1時間増やすべき。

※ 当該教科の免許状を持つ教諭に空き時間がない等の理由による場合は除く。

(時間割等により確認できる場合)

19 各相当学校の免許状を有しない非常勤講師について（特別非常勤講師）

各相当学校の教員の免許状を有しない者を非常勤の講師に充てる際は、以下のとおり岩手県教育委員会あて届出が必要です。（免許法第3条の2、岩手県教育職員免許状に関する規則第26条）

1 手続きの方法

届出者は、「非常勤講師任命（雇用）届出書」（様式第32号）により、あらかじめ岩手県教育委員会あて届け出ること。

2 留意事項

- (1) 免許法第3条の2の規定に基づく非常勤講師とは、高度で専門的な知識・技能を有する社会人を学校教育に招致し、学校教育の活性化を図ることを目的として、
 - ①教科の領域の一部に係る事項
 - ②クラブ活動
 - ③道徳の一部
 - ④総合的な学習（探究）の時間の一部の教授又は実習について特に必要があると認められた場合に充てることができるものであること。
- (2) 届出者は、市町村立学校にあつては当該学校を所管する市町村教育委員会、県立学校にあつては学校長、私立学校にあつては学校の設置者とする。
- (3) 市町村立学校に関する届出を行う市町村教育委員会は、あらかじめ所管の教育事務所を経由し、岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事担当へ連絡のうえ事務を進めること。また、県立学校にあつては、教職員課県立学校人事担当へ連絡のうえ事務を進めること。
- (4) 担任しようとする内容欄の記載は、学校教育法施行規則に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に定める教科・科目によること。

年 月 日

岩手県教育委員会 様

届出者

非常勤講師任命（雇用）届出書

設 置 者		学 校 名	
任用又は雇用しようとする者の氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
本 籍 地			
現 住 所			
教授又は実習を担当しようとする事項の内容			
教授又は実習を担当しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
教授又は実習を担当させる理由			
有する資格・免許			
主な経歴			

- 備考 1 教授又は実習を担当しようとする事項の内容の欄には、教授又は実習を担当しようとする教科及び教科の領域の一部に係る事項又はクラブ活動等を記載すること。
- 2 「有する資格・免許」の欄には、教授又は実習を担当しようとする事項に関連した資格又は免許を有する場合に当該資格又は免許を記載すること。
- 3 主な経歴の欄には、教授又は実習を担当しようとする事項に関連した経歴を記載すること。

教育職員免許状授与証明申請書

手 数 料	
岩 手 県 収 入 証 紙 貼 り 付 け	

年 月 日

岩手県教育委員会 様

本 籍 地 (都道府県名のみ) _____ 旧本籍地 (都道府県名のみ) _____

住 所 〒 (—) _____

電話番号 _____ — _____

(フリガナ)
氏 名 _____ (旧姓: _____)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

_____ のため必要ですから、下記免許状を授与されていることを証明願います。
記

必要 枚数	免 許 状 の 種 類 (該当する種類を○で囲む)	教 科	記号番号	授与年月日
	小 学 校 教 諭 (専修・1種・2種) 免許状			
	中 学 校 教 諭 (専修・1種・2種) 免許状			
	高 等 学 校 教 諭 (専修・1種) 免許状			
	(幼稚園・養護・栄養) 教諭 (専修・1種・2種) 免許状			
	特別支援学校教諭 (専修・1種・2種) 免許状			
合計 _____ 枚				

- (注) 1 手数料は、証明書1枚について400円です。したがって、400円×必要枚数分を納入して下さい。納入方法は、岩手県収入証紙を購入し、この証明願の所定の位置への貼り付けによります。(県外にお住まいの方は郵便小為替又は現金書留で納入して下さい。)
- 2 返信用封筒を同封して下さい。(長形3号封筒、宛先明記 110円切手貼り付け)
- 3 提出・問い合わせ先
〒020-8570 (住所不要) 岩手県教育委員会教職員課 免許担当
電話番号 019-629-6124

【参考】

21 特別支援学校教諭免許状の所要資格、単位について

1 概要

学校教育法及び教育職員免許法の一部改正に伴い、平成 19 年 4 月からこれまでの盲学校、聾学校及び養護学校の教諭免許状が特別支援学校教諭免許状に一本化されました。これに伴い免許状は教育領域を知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。）・視覚障害者・聴覚障害者の 5 つの教育領域から定めて取得することとなります。

また、文部科学省の通知により平成 21 年 4 月より特別支援学校教諭の免許状を有するものに対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（2 種、1 種、専修）の特別支援学校教諭免許状の授与は、行わないこととなりました。（この場合、既に取得した免許状に領域を追加することになります。）

この文部科学省通知により授与にあたって解釈変更があったことから要点を整理したものです。

2 新たに特別支援学校教諭免許状を取得する場合

(1) 所要資格（在職年数）

① 特別支援学校教諭 2 種免許状を取得する場合

幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の普通免許状を有する者で、所有する免許状で教員として良好な成績で勤務した在職年数が 3 年以上

② 特別支援学校教諭 1 種免許状を取得する場合

特別支援学校教諭 2 種免許状取得後、取得しようとする特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数が 3 年以上

(2) 修得を要する単位

修得を要する科目名及び単位数	特別支援教育に関する科目		単位数
	第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注 1	1 単位以上
	第 2 欄	特別支援教育領域に関する科目 注 2	2 単位以上
		心理等に関する科目 (A) 教育課程等に関する科目 (B)	
	第 3 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注 3	2 単位以上
	第 4 欄	自由選択 (上記 3 つの科目の中から)	1 単位以上
心理等に関する科目 (A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 教育課程等に関する科目 (B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			

注 1 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての特別支援教育の理論並びに特別支援に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、経営的事項を含むこと。

2 授与を受けようとする領域について心理等の科目 (A)、教育課程等の科目 (B) の両方を修得すること。

3 授与を受けようとする領域以外のすべての領域及び重複・発達領域について心理等の科目 (A)、教育課程等の科目 (B) の両方修得すること。

(3) 単位修得例

《例1》特別支援学校教諭2種免許状（教育領域を知的障害者に定めた場合）

特別支援教育に関する科目			中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
修得を要する科目名及び単位数	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				1単位以上	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	知的障害者	—	1単位以上	
			教育課程等に関する科目(B)	知的障害者	—	1単位以上	
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目(A) 教育課程等に関する科目(B)	視覚障害者		2単位以上	
				聴覚障害者			
				肢体不自由者			
				病弱者			
重複・発達							
第4欄	自由選択 (上記3つの科目の中から)				1単位以上		
心理等に関する科目(A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 教育課程等に関する科目(B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							

《例2》特別支援学校教諭2種免許状（教育領域を視覚障害者に定めた場合）

特別支援教育に関する科目			中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
修得を要する科目名及び単位数	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				1単位以上	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	視覚障害者	—	1単位以上	
			教育課程等に関する科目(B)	視覚障害者	—	1単位以上	
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目(A) 教育課程等に関する科目(B)	聴覚障害者		2単位以上	
				知的障害者			
				肢体不自由者			
				病弱者			
重複・発達							
第4欄	自由選択 (上記3つの科目の中から)				1単位以上		
心理等に関する科目(A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 教育課程等に関する科目(B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							

3 特別支援学校教諭免許状へ新教育領域を追加する場合

既に特別支援学校教諭免許状を所有する方が、新教育領域を追加する場合（盲、聾、養護学校教諭免許状所有者も同様）

（1） 所要資格（在職年数）

① 特別支援学校教諭 2 種免許状へ新教育領域を追加する場合

幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の普通免許状を有する者で、所有する免許状で教員として良好な成績で勤務した在職年数が 1 年以上

② 特別支援学校教諭 1 種免許状へ新教育領域を追加する場合

所有する免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする特別支援教育領域を担当する教員としての在職年数が 1 年以上

（2） 修得を要する単位について

追加しようとする領域	修得を要する科目名及び単位数				
	特別支援教育に関する科目			専修・1 種	2 種
			中心となる領域		
視覚障害者	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	視覚障害者	4 単位	2 単位
		教育課程等に関する科目 (B)		(A) と (B) それぞれ 1 単位以上	(A) と (B) それぞれ 1 単位
聴覚障害者	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	聴覚障害者	4 単位	2 単位
		教育課程等に関する科目 (B)		(A) と (B) それぞれ 1 単位以上	(A) と (B) それぞれ 1 単位
知的障害者	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	知的障害者	2 単位	1 単位
		教育課程等に関する科目 (B)		(A) と (B) それぞれ 1 単位	(A) と (B) の両方を含むこと
肢体不自由者	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	肢体不自由者	2 単位	1 単位
		教育課程等に関する科目 (B)		(A) と (B) それぞれ 1 単位	(A) と (B) の両方を含むこと
病弱者	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (A)	病弱者	2 単位	1 単位
		教育課程等に関する科目 (B)		(A) と (B) それぞれ 1 単位	(A) と (B) の両方を含むこと

注1 心理等に関する科目 (A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

2 教育課程等に関する科目 (B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

3 特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目、自由選択の修得の必要はない。

(3) 単位修得例

《例1》特別支援学校教諭2種免許状（聴覚）へ「知的障害者に関する教育の領域」を追加する場合

修得を要する科目名及び単位数	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				—	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	知的障害者	—	1単位	AとB両方含んだ上で
			教育課程等に関する科目(B)	知的障害者	—		
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	—	—	—	
			教育課程等に関する科目(B)	—	—	—	
第4欄	自由選択 (上記3つの科目の中から)		—	—	—		
心理等に関する科目(A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 教育課程等に関する科目(B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							

《例2》盲学校教諭2種免許状へ「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加する場合

修得を要する科目名及び単位数	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				—	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	聴覚障害者	—	1単位	AとBそれぞれ1単位
			教育課程等に関する科目(B)	聴覚障害者	—	1単位	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(A)	—	—	—	
			教育課程等に関する科目(B)	—	—	—	
第4欄	自由選択 (上記3つの科目の中から)		—	—	—		
心理等に関する科目(A)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 教育課程等に関する科目(B)：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							